平成２２年（フ）第６８０６号
大阪府門真市千石東町２番41―14号
破産者　有限会社エーテックとくだ
1　決定年月日　平成23年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９５６号
大阪府豊中市利倉２丁目９番31号
破産者　有限会社千里製作所
1　決定年月日　平成23年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９０４７号
大阪市西区南堀江３―14―12　ＩＩＤＡビル２　２Ｆ、商業登記簿上の本店所在地大阪市淀川区新高２丁目８番２号めぐみマンション405号
破産者　株式会社飛鳥システム販売
1　決定年月日　平成23年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８１１号
大阪府堺市美原区小寺393番地２
破産者　株式会社ワイズ
1　決定年月日　平成23年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２２７号
大阪府松原市天美我堂７丁目558番地の１
破産者　有限会社南大阪土木工業
1　決定年月日　平成23年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０９５号
北九州市八幡西区則松４丁目６番15号
破産者　有限会社リブラン
1　決定年月日　平成23年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１２１８号
北九州市小倉北区京町１丁目３番12号京町こまちビル３階
破産者　ヒューマンネット株式会社
1　決定年月日　平成23年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３５６０号
札幌市清田区北野７条３丁目６番11号
破産者　株式会社たざわ空調
1　決定年月日　平成23年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９８０２号
東京都港区南青山５丁目４番46号
破産者　株式会社エイ・エフ・エス・ジー
1　決定年月日　平成23年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９８０３号
東京都港区南青山５丁目４番46号
破産者　エービーシートラスト株式会社
1　決定年月日　平成23年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９８０４号
東京都港区南青山５丁目４番46号
破産者　有限会社エイウェックス
1　決定年月日　平成23年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２４１１号
東京都武蔵野市中町３丁目11番14号
破産者　有限会社吉祥寺フラワーマーケット
1　決定年月日　平成23年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３２０５号
東京都あきる野市伊奈1467―９
破産者　大橋　　昇
1　決定年月日　平成23年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８９８６号
東京都足立区西新井４丁目40―10　第一清風荘104
破産者　三浦　絹子
1　決定年月日　平成23年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６０１号
東京都武蔵野市中町１丁目20番２号
破産者　株式会社アトリエ・ケイ
1　決定年月日　平成23年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１７９０号
東京都八王子市南大沢５丁目３番地２―501
破産者　兵頭まゆみ
1　決定年月日　平成23年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３１５７号
東京都大田区多摩川１丁目25番17号
破産者　有限会社アライ
1　決定年月日　平成23年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３９６号
神奈川県足柄下郡湯河原町鍛冶屋547番地の３
破産者　株式会社キムラ建装
1　決定年月日　平成23年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４１８号
神奈川県厚木市恩名１丁目１番14号
破産者　有限会社永澤工業
1　決定年月日　平成23年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３８号
福井市和田中２丁目1718番地
破産者　株式会社小寺土建
1　決定年月日　平成23年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４２２号
福井県越前市蓬莱町２番17号
破産者　有限会社ハウス・ステーション・ハマノ
1　決定年月日　平成23年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第９６７号
京都市左京区聖護院川原町１番地
破産者　株式会社旅館美津濃
1　決定年月日　平成23年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係